第二十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】⑴

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】⑵

【今回の募集（売出）金額】⑶

【発行登録書の内容】⑷

⑴【提出日】

⑵【効力発生日】

⑶【有効期限】

⑷【発行登録番号】

⑸【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】⑸

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

実績合計額（円）		償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

⑴【外国投資法人の名称】
⑵【外国投資証券の形態等】
⑶【発行（売出）数】
⑷【発行（売出）価額の総額】
⑸【発行（売出）価格】
⑹【申込手数料】
⑺【申込単位】
⑻【申込期間】
⑼【申込証拠金】
⑽【申込取扱場所】
⑾【払込期日】
⑿【払込取扱場所】
⒀【引受け等の概要】
⒁【手取金の使途】
⒂【その他】

第２【外国新投資口予約権証券】

⑴【外国投資法人の名称】
⑵【外国新投資口予約権証券の形態等】
⑶【発行（売出）数】
⑷【発行（売出）価額の総額】
⑸【発行（売出）価格】
⑹【申込手数料】
⑺【申込単位】
⑻【申込期間】
⑼【申込証拠金】
⑽【申込取扱場所】
⑾【割当日】
⑿【払込期日】
⒀【払込取扱場所】
⒁【外国新投資口予約権の内容】
①【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】
②【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】
③【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】
④【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】
⑤【外国新投資口予約権の行使期間】
⑥【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

⑦【外国新投資口予約権の行使の条件】
⑧【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
⑨【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】
⑮【引受け等の概要】
⑯【手取金の使途】
⑰【その他】
第３【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】
⑴【銘柄】
⑵【外国投資法人債券の形態等】
⑶【券面総額】
⑷【各外国投資法人債の金額】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【利率】
⑻【利払日及び利息支払の方法】
⑼【償還期限及び償還の方法】
⑽【募集の方法】
⑾【申込証拠金】
⑿【申込期間】
⒀【申込取扱場所】
⒁【払込期日】
⒂【払込取扱場所】
⒃【引受け等の概要】
⒄【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】
⒅【振替機関に関する事項】
⒆【外国投資法人の登録年月日及び登録番号】
⒇【手取金の使途】
(21)【その他】
第二部【参照情報】⑺

第１【参照書類】

法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　　日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成　年　月　日）までに、臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出

４【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　　日関東財務局長に提出

６【外国会社臨時報告書】

４の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出

７【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】⑻

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第三部【特別情報】

第１【その他】

第２【外国投資証券事務の概要】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

⑴　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑴において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の５第１項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

⑵　発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（法第２条第１項第 11 号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。

⑶　今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

⑷　発行登録書の内容

ａ　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

ｂ　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

⑸　これまでの募集（売出）実績

a　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

⑷　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

⑹　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b(c)において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

⑷　「番号」欄には、a⑷に準じて記載すること。

⑹　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d)　今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

⑹　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

⑺　参照情報

a　臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

⑻　参照書類の補完情報

a　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第２号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。